

高松市美しいまちづくり条例（平成 21 年高松市条例第 61 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 美しいまちづくりに関する基本的施策（第 6 条—第 10 条）

第 3 章 美しいまちづくり活動に対する支援等（第 11 条・第 12 条）

第 4 章 美しいまちづくり審議会（第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

私たちのまち高松は、ため池の点在する讃岐平野のほぼ中央に位置し、北は多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかなこう配をたどりながら讃岐山脈の懐に至り、島なみ、にぎわいのある街、のどかな田園、里山、これらに培われてきた歴史・文化などが調和した、多様で個性的な魅力あるまちである。

この高松をさらに魅力あるまちにし、次代に引き継ぐためには、人々が自ら考え協働して、良好な景観を保全し、形成し、創出するとともに、まちの環境美化に取り組むことによって、美しいまちづくりを推進することが重要である。

ここに、私たちのまち高松をさらに自然・都市・歴史・文化の調和したまちにし、「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとするため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、美しいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しいまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な実施を図り、もってさらに魅力ある美しいまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 美しいまちづくりは、良好な景観が市民にとって貴重な財産であるとの認識の下に、現在及び将来の世代にわたってその恵みを享受できるよう、

その保全を図るものでなければならない。

- 2 美しいまちづくりは、良好な景観が恵まれた自然と風土に培われた歴史、文化等と密接に関連して形成されるとの認識の下に、それぞれの地域の個性及び特色を生かし育てることにより、多様な景観形成を図るものでなければならない。
- 3 美しいまちづくりは、現にある良好な景観を保全することのみならず、将来に向けて良好な景観の創出を図るものでなければならない。
- 4 美しいまちづくりは、清潔で快適な都市環境の保全及び創造により形成されるとの認識の下に、環境美化の推進を図るものでなければならない。
- 5 美しいまちづくりは、市、市民及び事業者が適切な役割分担の下に、協働して行われるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、美しいまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるために、啓発及び知識の普及等に努めるものとする。
- 3 市は、美しいまちづくりに関する施策に、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する理解を深め、美しいまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、美しいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、美しいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、美しいまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

第2章 美しいまちづくりに関する基本的施策

(美しいまちづくり基本計画)

第6条 市長は、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、美しいまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）美しいまちづくりの目標に関する事項

（2）美しいまちづくりを推進するための施策に関する基本的な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第13条に定める高松市美しいまちづくり審議会に諮問しなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（先導的役割等）

第8条 市は、公共施設の整備等を行うに当たっては、美しいまちづくりに先導的役割を果たすよう努めなければならない。

2 市長は、美しいまちづくりの推進のため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、協力を要請するものとする。

（美しいまちづくりの活動を行う団体等との連携協力）

第9条 市長は、美しいまちづくりの推進に当たっては、美しいまちづくりの活動を行う団体又は個人の役割が重要であるとの認識の下に、これらの団体及び個人との連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

（諸制度の活用）

第10条 市長、市民及び事業者は、美しいまちづくりを推進するため、景観法（平成16年法律第110号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、屋外広告物法（昭和24

年法律第189号)、都市緑地法(昭和48年法律第72号)等に基づく諸制度の活用を図るよう努めるものとする。

第3章 美しいまちづくり活動に対する支援等

(助成等)

第11条 市長は、美しいまちづくりに著しく寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的な援助を行い、又は助成することができる。

(表彰)

第12条 市長は、美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体を表彰することができる。

第4章 美しいまちづくり審議会

(審議会の設置)

第13条 美しいまちづくりを効率的かつ計画的に推進するため、高松市美しいまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、美しいまちづくりに関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び次項の規定は、

規則で定める日から施行する。（平成 22 年高松市規則第 11 号により、同年 3 月 24 日から施行）

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年高松市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正）

- 3 高松市都市景観条例（平成 5 年高松市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市都市景観条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 6 条の規定により基本計画が定められるまでの間は、この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の高松市都市景観条例第 7 条の規定により定められている都市景観基本計画は、なおその効力を有するものとする。この場合においては、同条第 4 項において準用する同条第 2 項及び第 3 項の規定は、なお効力を有するものとし、同条例第 9 条第 3 項の規定の適用については、同項中「高松市美しいまちづくり条例第 6 条第 1 項に規定する美しいまちづくり基本計画」とあるのは、「都市景観基本計画」とする。

高松市美しいまちづくり審議会規則（平成 21 年高松市規則第 67 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高松市美しいまちづくり条例（平成 21 年高松市条例第 61 号）第 13 条第 5 項の規定に基づき、高松市美しいまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会長）

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において行う。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、高松市美しいまちづくり条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。（平成22年高松市規則第11号により、平成22年3月24日から施行）

資料 3

高松市美しいまちづくり審議会委員名簿

(平成30年4月1日現在)

委員区分	氏名	現職名等
学識経験者	井上 雅子	インテリアデザイナー
	杉本 三枝	一般社団法人香川県建築士会副会長
	増田 拓朗	香川大学名誉教授
	松島 学	香川大学工学部教授
	渡辺 裕之	香川県技術士会会員
美しいまちづくりに関する活動を行う団体の代表者	勝浦 敬子	NPOグリーンコンシューマー高松代表理事
	坂本 信孝	高松市コミュニティ協議会連合会副会長
	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会会長
	谷 正子	高松市PTA連絡協議会相談役
	奈良 茂子	高松商工会議所女性会副会長
関係行政機関の職員	稲村 行彦	国土交通省四国地方整備局建政部長
	葛西 剛	香川県土木部長
市長が必要と認める者	佐伯 博英	公募委員
	原内 純治	公募委員
	福井 佳子	公募委員

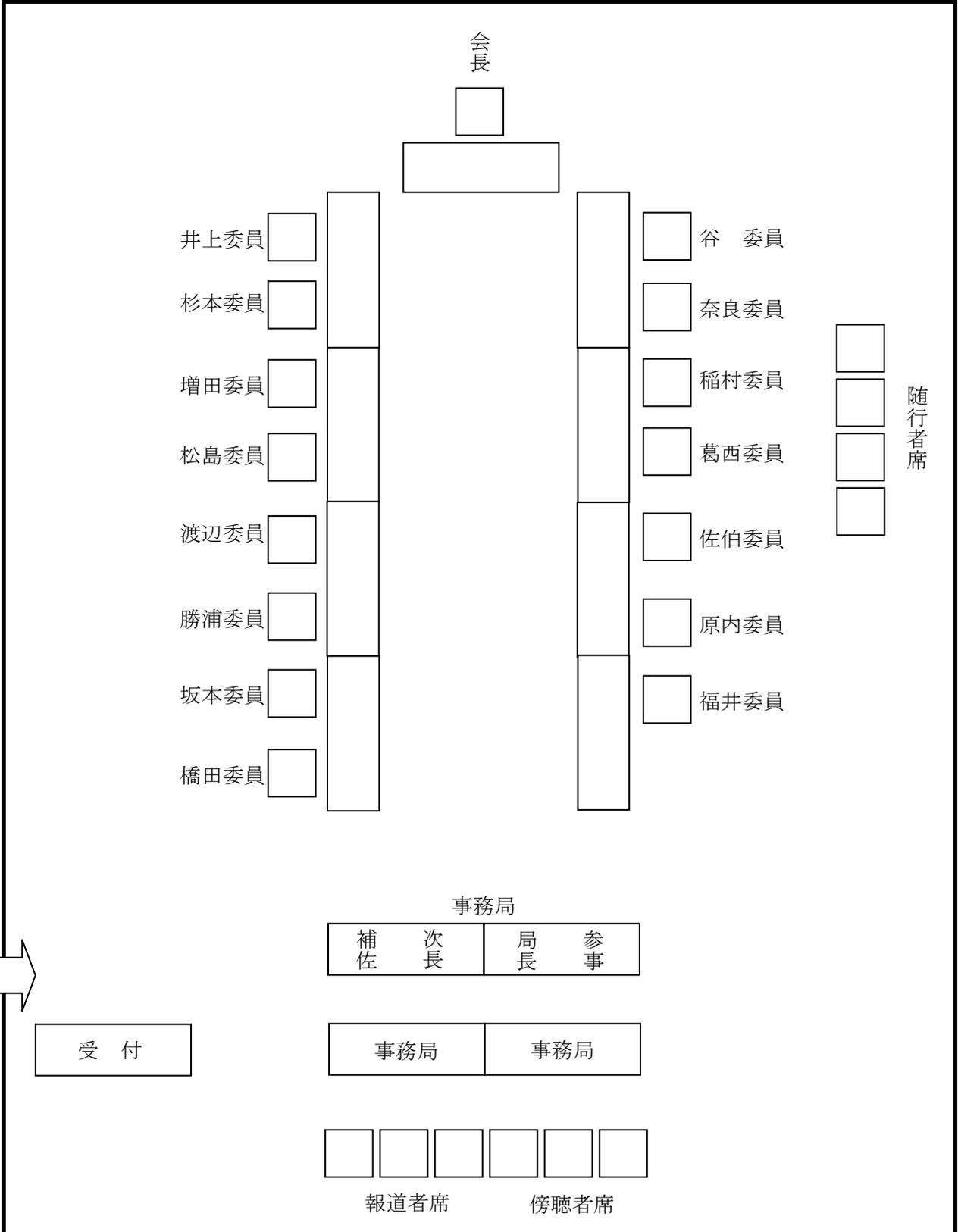
(50音順、敬称略)

■平成30年度 第1回高松市美しいまちづくり審議会 座席表■

開催日時：平成30年5月15日（火）午前10時

開催場所：高松市役所 11階 114会議室

東



平成31年度
高松市美しいまちづくり賞
募集・選考要領の見直しについて

平成31年度「高松市美しいまちづくり賞」の募集開始に向けて、前回(平成27年度)よりも応募件数が増え、より良い選考が行えるよう、募集・選考要領を見直します。

前回の状況を踏まえ、対応すべき点を以下のように抽出しました。

平成27年度の状況

1. 応募件数の減少
(平成23年度に比べ)
2. 緑化と応募制限年数(4年以内)などの問題
3. 部門ごとの選出件数の偏り



平成31年度の対応

1. 応募件数の増加対策
2. 緑化を考慮した応募制限年数などの見直し
3. 部門別選出区分の変更

1. 応募件数の増加対策

平成27年度の状況

- 前々回に比べ、募集期間を1か月半に短縮した。
- 「広告物部門」を新たに設けた。



- 「広告物部門」については、当初の募集期間中に応募が1件もなく、この部門でのみ急遽追加募集を行った。
- 当初応募件数は28件に留まった。

・応募状況

区分	平成23年度	平成27年度
建築物・工作物	25件	22件
広告物	(建築物・工作物に含む)	5件 ※
活動	8件	6件
計	33件	33件
募集期間	7月15日～9月9日(57日間)	8月17日～9月30日(45日間) ※追加 10月15日～23日(9日間)

※広告物は、追加募集で応募

平成31年度の対応

平成27年度において、当初の応募期間での「広告物部門」の応募がなく、応募件数が28件に留まった原因としては、周知不足や募集期間が1か月半と短かったことが考えられる。

このため、

- ① 周知を、平成30年10月1日より開始する。
- ② 募集期間は、平成31年8月1日から同年9月30日までの2か月間とする。

周知方法

- ① ホームページへの掲載 平成30年10月1日から
- ② 市報への掲載 平成30年10月1日号、平成31年4月1日号
平成31年8月1日号
- ③ 香川県建築士会等関係団体に対してチラシの配布等協力依頼

2 緑化を考慮した応募制限年数などの見直し

平成27年度の状況

外構・造園等の緑化状況に関しては、景観を形成する重要な要素でありながら、建築物・工作物の設置後4年以内(平成23年4月1日以降)という応募年数制限の中では、十分に育樹できていないケースが想定される。

また、事前周知を行わず、募集期間も8月11日から9月30日の1か月半と短い条件下では、四季を反映するなど、より良い状態での応募資料(写真等)の作成ができなかったことが想定される。

応募番号 建-22
香川県立中央病院



平成31年度の対応

景観を形成する重要な要素である外構・庭園も含めて、優れた建築物・工作物を評価できるよう、設置制限期間を4年から8年に見直す。

また、約1年前から周知することにより、四季の中でより良い状態での応募資料の作成が可能となる。



れんげ(春)



ひまわり(夏)

応募番号 活-06 公城の里活動組織

2 部門別選考区分の変更

平成27年度の状況

平成27年度の選考要領では、一次選考件数を「建築物・工作物部門」6件、「広告物部門」3件、「活動部門」2件とし、二次選考(入選)件数は、「建築物・工作物部門」5件、「広告物部門」と「活動部門」については審議会委員の協議により入選作を決定することとしていた。

なお、「広告物部門」は、当初募集で応募がなく、急遽追加募集を行った。

平成27年度応募点数と選考実績

区分	応募件数	一次選考	二次選考
建築物・工作物	22件	8件	6件
広告物	5件	3件	2件
活動	6件	2件	2件
計	33件	13件	10件

※建築物・工作物 6位が3点あり一次選考が8点となった。

平成31年度の対応

平成27年度の「広告物部門」において、当初応募がなく、追加募集後も5件の応募に留まったことを踏まえ、**「建築物・工作物部門」と「広告物部門」を合わせて一次選考**を行う。

なお、二次選考(入選)件数の総数は、平成27年度の実績数を目安としながら、表彰に値する作品の状況を踏まえて、柔軟に対応する。

【一次選出】

平成27年度	平成31年度
建築物・工作物	建築物・工作物 及び広告物
広告物	
活動	活動

参考として、平成27年度実績を例にすると以下のようになる。

区分	変更前	変更後
建築物・工作物	8件	11件
広告物	3件	
活動	2件	2件

高松市美しいまちづくり賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市美しいまちづくり条例（平成21年高松市条例第61号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、美しいまちづくりに著しく寄与している建築物、工作物若しくは広告物（以下「建築物等」という。）の所有者、設計者若しくは施工者（以下「所有者等」という。）又は美しいまちづくりに特に顕著な功績のあった個人若しくは団体（以下「個人等」という。）に対して行う美しいまちづくり賞の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献している建築物等
- (2) 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともにそれらと調和している建築物等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、優れた都市景観の形成に貢献している建築物等
- (4) 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与した個人等
- (5) 地域の特性に十分配慮して、まちなみの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行った個人等
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加した個人等
- (7) 2年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然の景観を保全する活動を行っている個人等
- (8) 第4号から第7号までに掲げるもののほか、これらに準ずると認められる活動を行った個人等

2 前項第1号から第3号までに掲げる建築物等に係る表彰の受賞者は、当該建築物等の所有者等とする。

(選考)

第3条 市長は、美しいまちづくり賞として、建築物等の所有者等若しくは個人等から応募のあったもの又は市民から推薦のあったものの中から、条例第13条に規定する高松市美しいまちづくり審議会の審査に基づき、選考するものとする。

2 前項に規定する応募又は推薦の対象となる建築物等及び個人等に関する要件（前条第1項各号に掲げる要件を除く。）、応募期間等は、その都度市長が別に定める。

（表彰の方法）

第4条 市長は、前条第1項の規定により選考された建築物等の所有者等又は個人等に対して、表彰状及び副賞を授与するものとする。ただし、被表彰者が本市である場合は、この限りでない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

（高松市都市景観賞表彰要綱の廃止）

2 高松市都市景観賞表彰要綱（平成6年7月15日施行）は廃止する。

平成27年度
高松市美しいまちづくり賞
募集要領



あなたの
美しいまちづくりを募集します。

★ 応募先・問い合わせ先 ★

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 都市整備局 都市計画課 景観係

TEL 087-839-2455

Eメールアドレス

toshikei@city.takamatsu.lg.jp

ホームページアドレス

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/18724.html>

表彰者の範囲

(高松市美しいまちづくり条例第12条の規定による。)

- 1 美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる市内に存する建築物、工作物又は広告物の所有者、設計者又は施工者
- 2 美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体

対象

- 1 高松市内にある平成23年4月1日以降に新築、増築、改築若しくは改装した建築物、工作物又は表示、設置した広告物で、次のいずれかの条件を満たすもの。

- まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献していること。
- 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともに、それらと調和していること。
- その他、優れた都市景観の形成に貢献していること。

- 2 平成23年4月1日以降において、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体で、次のいずれかの条件を満たすもの。

- 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与していること。
- 地域の特性に十分に配慮して、まちなみの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行っていること。
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加していること。
- 2年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然景観を保全する活動を行っていること。
- その他、これらに準ずると認められる活動を行っていること。

応募要領

応募期間

平成27年8月17日（月）～9月30日（水）当日消印有効
（持参の場合は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

応募資格等

一人何点でも応募できます。

自薦他薦は問いません。

※他薦の場合は、関係者等の承諾を得ることとします。

応募(推薦)方法

所定の応募用紙（建築物等・活動等に関するもの）に必要事項を記入の上、対象物件の写真又は活動状況がわかる写真を添付し、都市計画課（本庁9階）に持参、郵送又はEメールにて提出してください。

○ 提出先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市 都市整備局 都市計画課

○ Eメール

toshikei@city.takamatsu.lg.jp

選考・発表

高松市美しいまちづくり審議会で審査の上、数点選考します。

選考結果は、ホームページに掲載します。

表彰

受賞した作品・活動等については、建築物等の所有者、設計者、施工者又は活動等の個人若しくは団体に表彰状及び副賞（副賞については、受賞した作品・活動等1件につき1点）を授与します。

なお、表彰式は平成28年1月に行う予定です。

平成 27 年度高松市美しいまちづくり賞選考要領

《対象者の範囲》

- 1 美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる市内に存する建築物、工作物又は広告物の所有者、設計者又は施工者
- 2 美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体

《対 象》

- 1 高松市内にある平成 23 年 4 月 1 日以降に新築、増築、改築又は改装した建築物、工作物又は表示、設置した広告物で、次のいずれかの条件を満たすもの
 - (1) まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献していること。
 - (2) 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともに、それらと調和していること。
 - (3) その他、優れた都市景観の形成に貢献していること。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日以降において、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体で、次のいずれかの条件を満たすもの
 - (1) 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与していること。
 - (2) 地域の特性に十分に配慮して、まちなみの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行っていること。
 - (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加していること。
 - (4) 2 年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然景観を保全する活動を行っていること。
 - (5) その他、これらに準ずると認められる活動を行っていること。

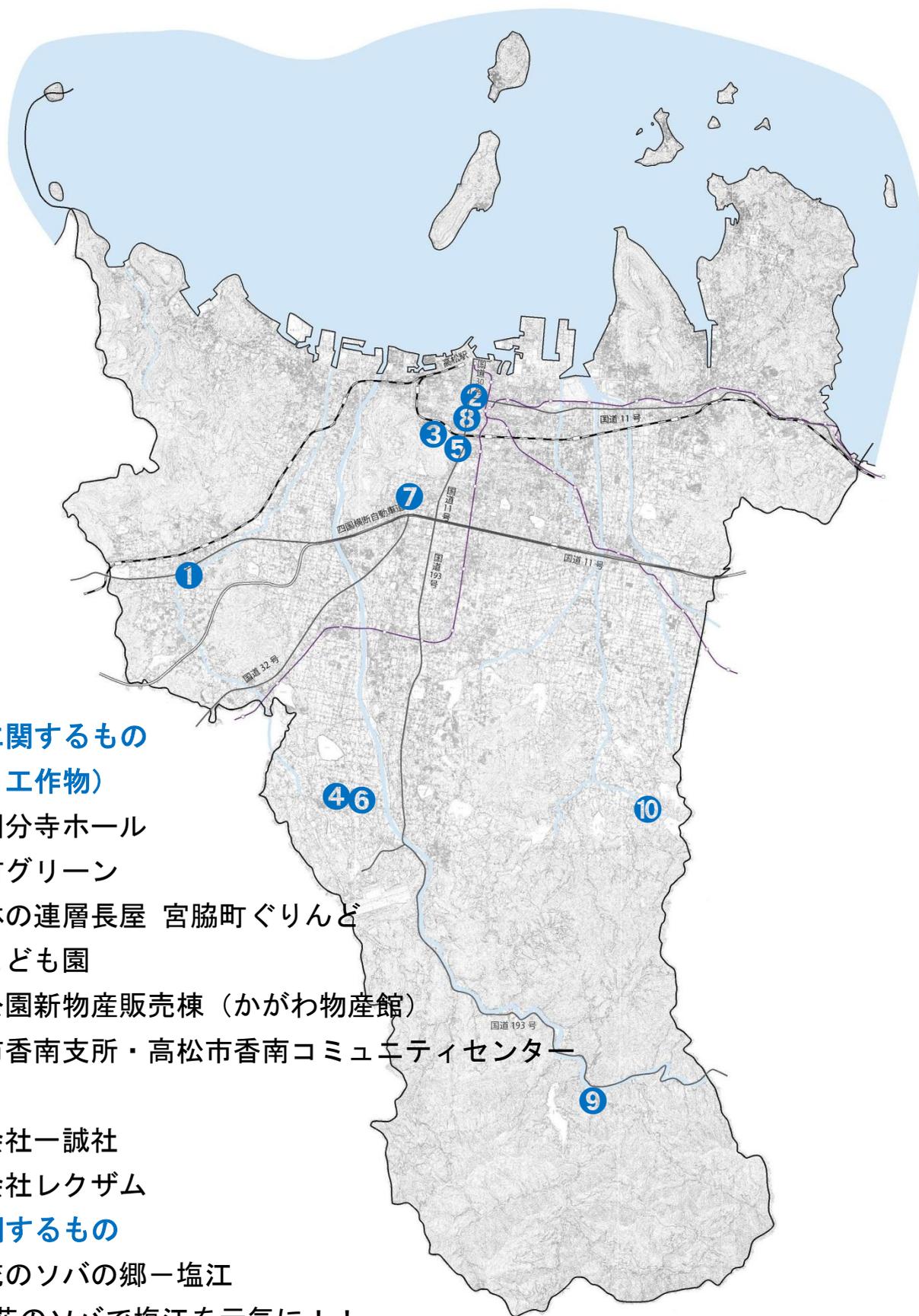
《選考方法》

- 1 高松市美しいまちづくり賞第 1 次選考について
応募作品等（建築物等・活動等に関するもの）について、高松市美しいまちづくり審議会委員において事前に審査し、第 2 次選考候補を選出する。
下記選考手順により（建築物・工作物 約 6 点、広告物 約 3 点、活動等 約 2 点）を選出する。
 - (1) 各審議会委員において、選考審査表に、選考基準に該当すると思われる作品等（建築物・工作物 6 点、広告物 3 点、活動等 2 点）に○をつける。
 - (2) 事務局で選考審査表の集計を行い、（建築物・工作物上位 6 点、広告物上位 3 点、活動等上位 2 点）を決定する。
- 2 高松市美しいまちづくり賞第 2 次選考について（最終選考）
高松市美しいまちづくり審議会において、第 1 次選考で選出された作品等のうち、建築物・工作物については現地審査を行ったうえで、審議会委員の協議により原則 5 点を入選作品として決定する。広告物、活動等については、審議会委員の協議により入選作品を決定する。

平成27年度
高松市美しいまちづくり賞
表彰作品集



平成27年度 高松市美しいまちづくり賞 表彰作品



建築物等に関するもの (建築物、工作物)

- ① 高松国分寺ホール
- ② 丸亀町グリーン
- ③ 雑木林の連層長屋 宮脇町ぐりんど
- ④ 香南こども園
- ⑤ 栗林公園新物産販売棟 (かがわ物産館)
- ⑥ 高松市香南支所・高松市香南コミュニティセンター

(広告物)

- ⑦ 株式会社一誠社
- ⑧ 株式会社レクザム

活動等に関するもの

- ⑨ 赤い花のソバの郷—塩江
赤い花のソバで塩江を元気に！！

きんじょう

- ⑩ 公城の里活動組織

〈敬称略〉

建築物等に関するもの（建築物、工作物）

① 高松国分寺ホール



所在地：国分寺町新名 430
所有者：高松市
設計者：株式会社タカネ設計
施工者：日栄・エヌケー特定建設工事共同企業体

高松西部地域における文化活動の拠点として国分寺支所の南側に整備された本施設は、平成24年四国照明賞を受賞した施設であり、昼と夜とで異なる表情をみせ、地域のランドマークとなる建造物である。



② 丸亀町グリーン



所在地：丸亀町 7-16
所有者：丸亀町グリーン株式会社
設計者：戸田建設株式会社
施工者：株式会社浅沼組

ホテル、住宅を併設した複合商業施設である。壁面後退やアーケードの柱の撤去、シャッターの禁止等により、中心市街地として調和のとれた街並みを形成するとともに、十分な歩行者空間を確保した建造物である。



③ 雑木林の連層長屋 宮脇町ぐりんど



所在地：宮脇町二丁目 441-2 他
所有者：個人
設計者：長田慶太建築要素
施工者：株式会社植原建設



「ぐりんど」＝「緑(green)＋土(do)＋地面(ground)」＋どんぐりの雑木林(don-guri)＋緑化(green-do) をコンセプトとし、傾斜地を利用するとともに、屋上緑化を取り入れることで、背後の山からの連続性を上手く表現した連層長屋である。

④ 香南こども園



所在地：香南町横井 865-1
所有者：高松市
設計者：有限会社磯野建築事務所
施工者：日栄・橘特定建設工事共同企業体

外周部の既存植栽の活用や中庭に芝生を設ける等、周辺の緑豊かな景観との調和に配慮している。また、季節の花々やグリーンカーテン、遊具等のほか、子供たちの服装や作品等により、子供たちのカラフルな活動が最大限に映える建築物である。



⑤ 栗林公園新物産販売棟（かがわ物産館）



所在地：栗林町一丁目 20-16
所有者：香川県
設計者：有限会社零建築設計事務所
施工者：株式会社香西工務店



動物園の廃園に伴い駐車場及び物産販売棟（かがわ物産館）の整備が行われた。屋根は瓦葺、壁は漆喰塗り、木材については香川県産材を採用し、天井は格子を組み、落ち着いた造りとなっており、周辺の景観と調和した建築物である。

⑥ 高松市香南支所

高松市香南コミュニティセンター



所在地：香南町由佐 1172
所有者：高松市
設計者：株式会社タカネ設計
施工者：株式会社植原建設

当該施設の場所は田園と丘（低い山）の山裾に位置していることから、周辺の景観に配慮し、建物高を抑えた設計となっている。建物形態は、軒の出を深くした寄棟にして、屋根は瓦葺、壁は白とし地域に溶け込み落ち着いた外観の建築物である。



建築物等に関するもの（広告物）

⑦ 株式会社一誠社



所在地：田村町 306
所有者：株式会社一誠社

高松市屋外広告物改修等事業補助制度を活用し、条例の新基準に適合するよう改修した広告物である。その際に、面積を大幅に縮小し、建物のガラス面と一体化するようなデザインを採用し、周辺の市街地景観と調和している。



⑧ 株式会社レクザム



所在地：天神前 10-5
所有者：株式会社レクザム

地域の景観特性を踏まえ、デザインをシンプルな企業ロゴのみとすることにより、すっきりとした印象を与えている。また、一定時間、可動式のキャラクターが顔を出すユニークな造りとしており、市街地に賑わいを創出している。



活動等に関するもの

⑨ 赤い花のソバの郷—塩江

赤い花のソバで塩江を元気に！！



団体等名：藤澤 保



耕作放棄地の畑や休耕田を利用し、地域と協力して「赤い花の咲くソバの郷—塩江」として美しい赤い花のソバでいっぱいにするべく2012年夏から続けられている活動である。

⑩ きんじょう 公城の里活動組織



団体等名：公城の里活動組織
代表 久保 雅裕



東植田地区において、過疎化や後継者不足で荒れた田畑を利用し、ボランティアで、れんげ、ひまわり、彼岸花、コスモス等、四季を通じて花を栽培する活動である。季節の花が咲く頃は多くの見学者が訪れ、美しい風景をカメラに収めている。

平成27年度高松市美しいまちづくり賞のあらまし

1 表彰者の範囲

- (1) 美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる市内に存する建築物、工作物又は広告物の所有者、設計者又は施工者
- (2) 美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体

2 表彰の対象

- (1) 高松市内にある平成23年4月1日以降に新築、増築、改築若しくは改装した建築物、工作物又は表示、設置した広告物で、次のいずれかの条件を満たすもの
 - まちの景観づくり及び新しい都市景観の創造に貢献していること
 - 伝統的なまちなみ景観及び自然景観の保全に貢献するとともに、それらと調和していること
 - その他、優れた都市景観の形成に貢献していること
- (2) 平成23年4月1日以降において、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体で、次のいずれかの条件を満たすもの
 - 美しいまちづくりに関する活動を行い、又は参画することにより美しいまちづくりに関する市民の意識の高揚に寄与していること
 - 地域の特性に十分に配慮して、まちなみの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行っていること
 - 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等の策定等に主体的に参加していること
 - 2年以上継続して、地域の個性豊かな美しいまちづくり又は自然景観を保全する活動を行っていること
 - その他、これらに準ずると認められる活動を行っていること

3 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、対象物件の写真又は活動状況がわかる写真を添付し、提出

※自薦・他薦は問わず

4 応募期間

平成27年8月17日（月）～9月30日（水）

5 応募状況

応募総数 33点

建築物等に関するもの 27点（内、建築物・工作物22点、広告物5点）

活動等に関するもの 6点

過去の表彰作品について

平成6年度

高松市都市景観賞（第1回）

アルファシティ屋島
香川県自治会館
かな泉紺屋町店
サンメッセ香川
志満秀高松店
高松興銀ビルウィンドウディスプレイ
高松市図書館
高松商工会議所
M邸（扇町三丁目）
四電情報通信ネットワークセンター

平成8年度

高松市都市景観賞（第2回）

アルファガーデン桜町Ⅱ
医療法人和光会 前田病院
香川県立高松高等学校
香川産業頭脳化センター
茶寮 利久
ストーンレイク子の浜
高松市立仏生山公民館
ベーカリーレストランサンマルク屋島店
宮脇書店本店
隆祥産業(株)研究情報センター

平成11年度

高松市都市景観賞（第3回）

穴吹住環境デザイン研究所
ドコモ四国セミナーハウス
松平公益会事務所
アルファパーク屋島
ベーカリーレストランサンマルク太田店
高松市ふれあい福祉センター勝賀
高松市立一宮公民館
アミティエ番町
高松市鬼ヶ島おにの館
日本自動車連盟四国本部事務所

平成15年度

高松市都市景観賞（第4回）

高松港レストハウス
全日空ホテルクレメント高松
J R高松駅
香川県弁護士会館
N T T ドコモ四国ビル
明治生命高松ビル

平成19年度

高松市都市景観賞（第5回）

はすい動物病院
高松シンボルタワー
健康増進温浴施設ループしおのえ
H邸（木太町）
高松丸亀町壺番街ビル

平成23年度

高松市美しいまちづくり賞（第1回）

仏生山歴史街道 T邸（仏生山町）
法然寺 五重塔
高松丸亀町式番街・参番街
甘味茶寮ほとり・ギャラリーほとり
男木島の魂／男木交流館
香川大学幸町南キャンパス緑地整備
ゆめ 花 未来ロード～春日川と仲良く～
小山池公園管理委員会
街並みへの豊かな空地の提供

<敬称略>

※平成23年度より高松市都市景観賞は、平成21年12月21日に制定した高松市美しいまちづくり条例に基づき、高松市美しいまちづくり賞に変更になり、新たに「活動等に関するもの」を設けました。

※過去の表彰作品の詳細については、下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/18724.html>

平成28年1月発行

編集・発行／高松市都市整備局都市計画課

TEL 087-839-2455 FAX 087-839-2452

Eメール toshikei@city.takamatsu.lg.jp

